

深川市告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、令和7年度において、深川市が発注する物品購入、役務の提供等の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

令和7年2月18日

深川市長 田 中 昌 幸

記

1 共通の資格要件

次のいずれかに該当する者は、競争入札の参加資格に係る申請をすることができない。

- （1）政令第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されている者
- （2）国税及び都道府県税を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）
- （3）深川市に納税義務がある場合で、市税を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

2 審査基準日

申請日が属する月の初日

3 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

（1）廃棄物処理

次のアからオまでのいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員が2人以上であること。
- エ 一般廃棄物収集運搬について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イ〜ルに該当しないこと。
- オ 医療廃棄物処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を受けている者であること。

（2）その他の役務・業務

次のアからエまでのいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員が3人以上であること。
- エ 業務を行うに当たって、法令等に基づく許可登録が必要な業種については、当該許可登録を受けていること。

(3) 物品購入等

次のアからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員が2人以上であること。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、登録日から令和8年3月31日までとする。

5 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において当該許可、免許、登録等の取消しがあったとき。
- (4) 1の(4)に該当することが明らかになったとき。

6 資格審査の申請時期及び申請方法

(1) 受付期間

ア 郵送又は持参による申請

令和7年12月12日(金)までとし、郵送の場合、最終日の消印を有効とし、持参の場合、土曜日、日曜日を除くこととする。

イ 共同企業体、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合(以下「協業組合」という。)に係る申請時期は、上記のほか当該共同企業体が結成されたとき又は協同組合若しくは協業組合が設立されたときとする。

ウ 特に市長が必要と認めた者に係る申請時期は、市長の指定する日とする。

(2) 申請方法

ア 郵送(原則)又は持参による書面申請を受け付けるものとし、別に指定する申請書類等を、次に示す提出先に提出することにより行うものとする。

契 約 の 種 類	申 請 書 提 出 先	電話番号
一般廃棄物収集運搬 役務・業務等 物品購入等	〒074-8650 深川市2条17番17号 深川市企画総務部税務財政課財政係	0164-26-2622
医療機材・医薬品 医療廃棄物処理	〒074-0006 深川市6条6番1号 深川市立病院 事務部管理課職員経理係	0164-22-1101

7 名称変更等に伴う資格審査の申請

(1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度資格審査の申請をするものとする。競争入札参加資格者の営業を承継した者もまた同様とする。

①名称を変更した場合

②法人たる競争入札参加資格者がその組織を変更した場合

③共同企業体、協同組合及び協業組合たる競争入札参加資格者がその構成員（協同組合又は協業組合の場合は、競争入札参加資格者たる組合員に限る。）を変更した場合

(2) (1) の申請は、別に指定する申請書類等を提出することにより行うものとする。